

# TOKYO働き方改革宣言

所内全員のチームワークで、事務所をあげて働き方改革の推進に全力で取り組みます。

令和2年2月14日

弁護士法人東京駅前総合法律事務所

## 目 標

### 働き方の改善

時間外労働は一人あたり月平均で10時間以下を目指します。

### 休み方の改善

所内全体で取得率向上の目標を共有し、年次有給休暇取得率70%を目指します。

## 取 組 内 容

### 働き方の改善

- ・時間外労働の発生原因等について定期的な会議を設け、発生の抑制に努めます。
- ・柔軟な働き方が出来るよう、テレワーク制度を導入し、運用します。
- ・長時間労働の発生を防止するため、勤務間インターバル制度を導入、運用します。

### 休み方の改善

- ・所長が全従業員の有給休暇取得状況を定期的に確認します。
- ・取得し易い制度整備として、時間単位年次有給休暇制度、柔軟に取得できる夏季休暇制度、冬季には計画的付与の制度を導入し、運用します。